

(公 印 省 略)
障第30183-56号
令和2年3月14日

各障害者施設・事業所 設置者 様

群馬県健康福祉部障害政策課長 井上 秀洋

障害者施設・事業所の職員の健康管理及び感染予防対策の徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、御理解、御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、3月7日以降、県内において保育園や医療機関の職員の新型コロナウイルスへの感染が確認されておりますので、障害者施設・事業所におかれましては、入所者・利用者を感染から守るため、下記のことにお留意のうえ、職員の健康管理及び感染予防対策の徹底について、改めてお願いいたします。

記

- 1 健康管理について
 - ・職員に出勤前の検温を徹底し、体温が37.5度以上ある場合は出勤させないで、自宅療養させてください。（職員自らが健康管理できるよう、毎日の検温結果等を記録することをお勧めします。）
 - ・発熱はなくても、強いだるさや激しい咳、息苦しさなどの症状がありましたら、出勤させないよう検討してください。
- 2 感染予防対策について
 - ・何よりこまめな手洗いが効果的です。別添リーフレットを職員に配付していただき、手洗い等の感染予防対策を徹底するようお願いいたします。

(参考)

- ・県ホームページ：新型コロナウイルス感染症に関する通知等について
(障害者施設等関係)
https://www.pref.gunma.jp/02/d42g_00168.html
- ・厚生労働省ホームページ：障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

【担 当】

- 相談支援事業所、自立生活援助：支援調整係
電 話：027-226-2636
 - 訪問系サービス、グループホーム：地域生活支援係
電 話：027-226-2638
 - 障害者支援施設、日中活動系サービス、短期入所：施設利用支援係
電 話：027-226-2632
 - 障害児通所支援、障害児入所支援：発達支援係
電 話：027-897-2648
- ◆FAX：027-224-4776



介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために

1 咳エチケットや手洗い等の徹底

職員、利用者のみならず、委託業者等も含めて、マスクの着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒を徹底しましょう。



2 出勤前の職員／送迎前の利用者の体温計測

- 利用者と接する介護職員のほか、事務職や送迎を行う職員、ボランティア等、すべての職員は各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合には出勤しないことを徹底しましょう。
- 利用者の送迎前には本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱等の症状がある場合には利用をお断りしましょう。



3 面会の制限

面会は緊急やむを得ない場合を除き、制限するようにしましょう。面会がある場合は、面会者にも体温を計測してもらい、発熱がある場合は面会をお断りするようにしましょう。



4 委託業者からの物品の受け渡しは玄関で

委託業者等からの物品の受け渡し等は、玄関等施設の限られた場所で行いましょう。施設内に立ち入る場合は、体温を計測してもらい、発熱がある場合は入館をお断りするようにしましょう。



高齢者、基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患）を抱える方については、**37. 5℃以上の発熱が2日以上続いた場合／強いだるさや息苦しさがある場合**には、「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けてください。

施設において、症状が継続している場合や、医療機関受診後、診断結果確定まで間が空く場合は…

- 感染の疑いがある利用者を原則個室に移す
- 感染の疑いがある利用者が部屋を出る場合はマスクをする
- 感染の疑いがある利用者とその他の利用者の介護等は、可能な限り担当職員を分ける